

(様式第1号)

## 指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

都市整備部 都市計画課

監査期間 令和3年4月19日から  
令和3年5月7日まで

指摘事項	措置状況	検証結果
ア 屋外広告物更新許可について、許可の期間を満了した後に、更新許可申請があり、許可期間を遡って許可しているものが散見された。基本的な事務の取扱いを十分確認し、適切な事務処理をされたい。	許可期間満了の2か月くらい前に郵送にて更新の案内を発送し、許可期間が過ぎても更新手続きをしない場合は電話にて催促していた。期間満了の10日前までに提出されなかった案件は「新規申請」として受ければよいが、そうになると、現地に広告物が設置してあるにもかかわらず、満了日から申請許可日までは、手数料が未納状態となり「出さない得」となる。屋外広告物の許認可・更新事務は、愛知県からの移譲事務であり、県条例に基づき事務手続きを行っていることから、愛知県に対応を相談したところ、各自治体での対応によるとのことであり、状況を調べたところ様々であった。今後は、許可期間を受付日以降の許可日からとし、許可期間満了日は、前許可期間から3年間もしくは1年間とすることで対応する。	

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。  
2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。  
3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。

(様式第1号)

## 指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

都市整備部 公園緑地課

監査期間

令和3年4月19日から

令和3年5月7日まで

指摘事項	措置状況	検証結果
ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。法令等に基づき適正な事務を遂行されたい。		
(ア)建設工事請負契約約款に定められた工程表の届出を受けていないものがあった。 【建設工事請負契約約款第3条】	今後は提出書類一覧表にて未提出書類がないよう確認し、適切な事務処理を行います。	
(イ)地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約で、西尾市契約規則で定められた公表の手続きを行っていないものがあった。【契約規則第24条の2】	今後は規則を遵守するとともに、発注見込み及び契約結果について報告漏れがないよう確認し、適切な事務処理を行います。	
イ 補助金交付事務において、市税の滞納状況を確認していないものがあった。 要綱に基づき、適正な事務を遂行されたい。 【保存樹木・保存樹林補助金交付要綱第3条】	今回の監査にて指摘をされた後、今年度受付済みの申請者について市税に滞納が無いかの確認を行い、全員に滞納が無かったことを確認しました。今後は申請書受付時に確認を行います。	
ウ 年度協定締結時に、年間施設使用料収入の調定がされていないものがあった。法令等を遵守した適正な事務を遂行されたい。 【地方自治法第231条、会計規則第26、27条、年度協定書第3条】	今後は法令等を遵守するとともに、年度協定締結日に調定を作成し、適切な事務処理を行います。	

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
- 3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。